

## 新旧対照表

(別紙9)

【予備審査制について(平成12年3月31日蔵関第251号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 予備申告</p> <p>提出書類</p> <p>予備申告は、次に掲げる書類を下記に定める通関部門に<u>提出することにより行うものとする。</u></p> <p>ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記4の輸入申告又は輸出申告の時までに<u>提出され記載することとして差し支えない。</u></p> <p>イ 輸入貨物</p> <p>(Ⅰ) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)を朱書きした予備申告書(輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)又は輸入(引取)申告書(関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「基本通達」という。)67-3-2の)に規定する申告書をいう。以下同じ。)若しくは輸入(納税)申告書(マニフェスト通関用)(税関様式C第5050号)をもってこれにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入するものとする。</p> <p>(Ⅱ) 基本通達7-5及び67-3-4に規定する書類</p> <p>□ 輸出貨物</p> <p>(Ⅰ) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)を朱書きした予備申告書(輸出申告書(税関様式C第5010号)又は航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)(税関様式C第5210号)をもってこれにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び積載船(機)名欄に原則としてその予定を記入するものとする。</p> <p>(Ⅱ) 基本通達67-1-5に規定する書類</p> <p>提出官署</p> <p>予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。</p>	<p>2 予備申告</p> <p>提出書類</p> <p>予備申告は、次に掲げる書類を下記に定める通関部門に<u>提出させることにより行わせる。</u></p> <p>ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記4の輸入申告又は輸出申告の時までに<u>提出させ記載させることとして差し支えない。</u></p> <p>イ 輸入貨物</p> <p>(Ⅰ) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)を朱書きした予備申告書(輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)又は輸入(引取)申告書(関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「基本通達」という。)67-3-2(輸入申告の手続)に規定する申告書をいう。以下同じ。)若しくは輸入(納税)申告書(マニフェスト通関用)(税関様式C第5050号)をもってこれにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入させる。</p> <p>(Ⅱ) 基本通達7-5(輸入(納税)申告書の添付書類)及び67-3-4(輸入申告書の添付書類)に規定する書類</p> <p>□ 輸出貨物</p> <p>(Ⅰ) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)を朱書きした予備申告書(輸出申告書(税関様式C第5010号)又は航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)(税関様式C第5210号)をもってこれにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び積載船(機)名欄に原則としてその予定を記入させる。</p> <p>(Ⅱ) 基本通達67-1-5(輸出申告書の添付書類)に規定する書類</p> <p>提出官署</p> <p>予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の他の官署に予備申告書を提出することが適當と税関長が認めた場合には、当該他の官署に提出することができる。</p> <p>なお、当該他の官署に提出することとした場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>提出時期</p> <p>次に定める日以降の日から予備申告を行ふことができる。</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 輸出貨物</p> <p>(1) 航空貨物</p> <p>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又はAir Waybill番号が識別できるラベルが貨物に貼付された日のいずれか遅い日</p> <p>(2) 海上貨物</p> <p>基本通達67 - 1 - 20に規定するコンテナー扱いが認められた貨物</p> <p>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又は当該コンテナー扱いが認められた日のいずれか遅い日</p> <p>(省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 輸入申告又は輸出申告</p> <p>輸入申告又は輸出申告への切替え</p> <p>予備申告に係る貨物の輸入申告又は輸出申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告又は輸出申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に申し出て、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に押なつすることにより輸入申告又は輸出申告の意思表示を行い、当該予備申告書を輸入(納税)申告書又は輸入(引取)申告書(以下、単に「輸入申告書」という。)又は輸出申告書として取り扱うものとする。</p> <p>なお、前記2 ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は</p>	<p>ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の他の官署に予備申告書を提出させることが適當と税関長が認めた場合には、当該他の官署に提出することができる。</p> <p>なお、当該他の官署に提出させることとした場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>提出時期</p> <p>次に定める日以降の日から予備申告を行わせることができる。</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 輸出貨物</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 海上貨物</p> <p>基本通達67 - 1 - 20(輸出貨物のコンテナー扱い)に規定するコンテナー扱いが認められた貨物(「包括事前審査制について」(平成12年3月31日蔵関第245号)に基づく包括事前審査が適用された貨物を除く。)</p> <p>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又は当該コンテナー扱いが認められた日のいずれか遅い日</p> <p>(同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 輸入申告又は輸出申告</p> <p>輸入申告又は輸出申告への切替え</p> <p>予備申告に係る貨物の輸入申告又は輸出申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告又は輸出申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に申し出て、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に押なつすることにより輸入申告又は輸出申告書の意思表示をさせることにより行い、当該予備申告書を輸入(納税)申告書又は輸入(引取)申告書(以下、単に「輸入申告書」という。)又は輸出申告書として取り扱うものとする。</p> <p>なお、前記2 ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることを確認し、また、特恵関税の適用を受けようとする輸入貨物にあっては、特恵関税の適用停止の有無の確認（特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。）の特例申告貨物（同条2項に規定する特例申告貨物をいう。）の輸入申告を除く。）を行った後、当該予備申告書を輸入申告書又は輸出申告書として取り扱うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>5及び6 （省略）</p>	<p>予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることを確認し、また、特恵関税の適用を受けようとする輸入貨物にあっては、特恵関税の適用停止の有無の確認（特例申告（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。）に係る指定貨物（同条第1項に規定する指定貨物をいう。）の輸入申告を除く。）を行った後、当該予備申告書を輸入申告書又は輸出申告書として取り扱うものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>5及び6 （同左）</p>